

認定教育機関に関する規程



一般社団法人 デジタル情報記録管理協会

認定教育機関に関する規程

一般社団法人 デジタル情報記録管理協会

第1条（称号の認定）

一般社団法人 デジタル情報記録管理協会は、我が国における各種資料のデジタル情報記録管理を行うための知識、技術の発展に寄与し、その教育と普及を図ることを目的とし活動を実施する。

認定教育機関は、学校法人以外の団体「企業、NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人等」であり、本協会が定める教育カリキュラムに沿った講習会を実施する団体を、「デジタル情報記録管理協会 認定教育機関」の称号を付与する。

第2条（称号の使用）

認定教育機関の称号は、本協会による称号認定証の交付を受けた機関でなければ使用することができない。

第3条（称号の取得）

認定教育機関の称号を取得しようとする団体は、本協会の賛助会員(会費 2 口以上)であるものとする。

2. 認定教育機関の称号を取得しようとする団体は、社会人を対象とした「資格認定講習会」および本協会の資格取得者を対象とした「継続的専門教育制度」講習会を本協会との共催で実施するものとする。

なお、実施方法の詳細については、別に定める。

第4条（申請）

認定教育機関の認定を受けようとする団体は、別に定める認定証交付申請書に必要事項を記入し押印の上、申請しなければならない。

第5条（認定証交付）

本規定第4条に則り、必要事項の審査を行い承認された場合、速やかに認定証を交付する。

第6条（申請登録事項）

認定教育機関は、申請時に提出した申請書の登録事項の情報に変更が生じた場合、遅滞なく変更手続きを行うものとする。

第7条（情報公開）

認定教育機関は、申請書で「公開項目」と記載される情報について、認定教育機関の紹介として本協会が第三者へ情報提供・開示することを承認するものとする。

第8条（実情調査）

実施状況について、必要に応じ本協会が随時実情調査を行うものとし、不適格と認められた場合には認定教育機関として資格が失われるものとする。

附則

この規程は、2014年4月1日から施行する。